

## 設問1

## 第1小問1

1. Dは、会社法(以下法令名略)385条1項に基づき、本件臨時株主総会1の開催を妨げるように求められているか。

2. まず、Dは、甲社の監査役である

3. 次に、本件臨時株主総会1を開催しようとしている乙社は、甲社の株主ではあるが、取締役にあらず。したがって、385条1項の適用がないうが原則である

しかし、同規定の趣旨に照らして同規定を類推適用できているか。 流れがよい

## 第2

## 問

## 問

それと、385条1項は、株式会社の利潤を追求する地位にある取締役の行為について、株式会社の利益を損なう場合に、取締役の職務執行を監査する義務がある監査役(381条1項)に当該行為の差止めを認めようとしている

それと、株主監査役による監査義務のない株主の権限については、原則として差止められず、会社の利益を大きく損なう場合に限り、取締役類似の地位にある者について、同規定類推適用へは、差止められずと解する きれいな規範定立  
利益を損なう程度によって異なるというのは合理的か?

本件では、乙社は、甲社の発行済株式総数の約20%相当の100万株を有する甲社の筆頭株主である。したがって、甲社の利益に大きく影響を与える地位にあるといえる。また、乙社は、本件各議案を認めない旨の招集を請求している。本件各議案は、既存の取締役と監査役を全員解任し、新たに取締役を

経営陣刷新は利益を上げるために行うのであり、利益を大きく損なうかどうか自体が株主総会の議題である。議題の内容によって差止請求権の有無が異なるという論理は背理ではないか。

第2問

1. 監役を兼任するもの、甲社の経営陣を刷新することから、甲社の利益を大きく損なう場合がある。

よって、1は、「法令違反行為」であるとして甲社に害し損害が生ずるおそれを主張すること、383条1項類推適用により事件臨時株主総会の開催とやりようを求めることができる。

第2 小問2

1. 1は、以下のように主張し、383条1項1号に基づき事件決議を取り消し取消しの旨を提起するが、認められず。

2. また、1は甲社の株主である。

3. 次に、事件決議は令和3年10月20日にあり、その提出は同年11月5日であり、「三箇月以内」にやられている。

4. 1は、事件決議を行って事件臨時株主総会を開催し、事件書面を同封して招集したこと、招集の手続きが著しく又は決議の方法が著しく不正であるという主張が「著しく不正」といえるが、  
法令違反はなぜ書かなかったか

著しく不正というためには、株主に正当な利益侵害が株主として株式会社から受ける経済的な利益とは異なる要因によって左右される状況で行われた決議であることが必要である。

事件では、招集直前の時点で事件書面を同封し、2社提案の各提案のいずれが賛成した場合1000円相当の商品券を両配布する旨に記載している。これは、各株主が自由意思決定することによって株式会社から利益を得ようとする行為を阻害し、商品券という金銭的利益を乙社から得ようとする行為を促進する

第2問

危険があるから、本件書面では、わざわざ「議決権行使  
書面の「質」の本質にOPを付けて御返送して下さい」と言い、  
前記の各株主の意思決定をこれに阻害している。しかも、実際出席  
した株主の議決権数は例年の臨時株主総会より30%も増加し、  
そのうち賛成議決権の割合も、例年比で株主総会に比べて  
甲社が提案した議案に高いものであった。下から、本件  
書面にあけず記載した内容から、議決権行使に十分有利  
な影響を与えたといえる。また、1000円という金額は特に高額では  
ないが、本件臨時株主総会において初めて商品券配布  
が行われたこと、例年とは行使した議決権数や賛成の割合  
に顕著な差異が生じていることから、本件決議は株主による  
議決権行使が株主として株式会社から後の経済的利得  
という異なる要因によって左右されずに行われたと認め  
て下す。本件決議は、~~著しく~~ 著しく不利益の手続又は  
「決議の方法」が「著しく不正」になつたといえる。

丁寧なあてはめで良い。

5. よう、5の主張は認められる。

さらに良くするためには、反対当事者の主張する事実や評価にも反論できるとよい。

設問2

1. 会社の組織に関する行為の無効の訴えを定めるお  
来の1項各号においては、株式会社組合については列挙されて  
いない。~~から~~ したがって、同規定に基づいて直接本件株式会社組合  
自体の効力を争うことはできない。

2. そもそも、株式会社組合は、株主総会決議に基づき、1項  
2項各号に掲げる事項を定め、定められた効力発生日に

問 第 一

1 有効となる(182条)。

2 よて、両社は、本件株式会社併合に関する件事項変更  
3 に入れた本件決議2の無効の確定の訴え(830条  
4 2項)を提起することによって本件株式併合の効力を2項に考えらる。  
5 問題提起までの流れOK

6 3. 830条2項目、「決議の内容が法令に違反すること  
7 無効事由について定める。300株を1株とする株式総会決議  
8 かに無効となる。株式会社外に波及しおそれがあるから、  
9 法令に違反することには、重大な法令違反に限らる。  
10 これは一般的な解釈?

11 ては、300株を1株とする本件株式併合は株主平等  
12 原則を定めて109条1項に反し、法令に違反することになら  
13 らない。この後に規範定立をする必要がある。

14 本件株式併合は、発行済株式総数が600株の甲社  
15 において、その半数である300株を1株とする株主端まで、A株  
16 の株主はすべて端数となる株主には買い取られてしまう。こ  
17 はAのみが株主としての地位を維持できるように、他の株主と  
18 は区別のうえ優遇する趣意である。また、本件株式併合は  
19 甲社の独立を維持し、両社とを結び出すために立てられた  
20 本件計画の起点として行われた。これは両社を  
21 不利に扱うものであるから、12から、本件株式併合は  
22 109条1項に反する。しかし、本件株式併合をめぐって  
23 本件計画は両社を結集する目的でなされていると23、  
24 三法は株式併合の目的を特に制限していない。また、  
25 反対株主の株式買取請求権を定める(182条の4)

（第2問）

ここで、反社株主の保護もなしにして加えて、甲社の株主を維持するために両社を合併せよという目的も、甲社の企業価値との関係では、その甲社と両社の完全子会社とする案より客観的に見ていそは言の難しい条件のなかからものい、要質しかいえてい。そうすると、109条1項違反は重大な法令違反と認められてい。

したがって、法令に違反する場合にはあてはまる無効理由は認められてい。時間切れで焦ったものと推測されるが、論理の筋道がぶれてしまった。

4. よって、両社の主張は認められ。

問題提起、規範定立、あてはめという「型」は習得できていると思います。また、日本語の表現が適切であり全体的に読みやすい文章を書けています。特に規範定立部分について、法の趣旨から説得的なものが出来ると良くなるでしょう。

以上